

# 景観法に基づく行為の届出の手引き

山形県県土整備部県土利用政策課  
平成30年5月



## 1 共通編

## －はじめに－

山形県では、景観条例の目的に

「山形県の良い景観を将来の世代に引き継ぐ」

「心豊かな県民生活、多様な交流による活力ある地域社会の実現」  
を掲げて景観づくりを行っています。

この目的の実現には、なによりも県民・事業者の皆様の御協力が必要です。  
是非、良好な景観形成に御理解のうえ、一緒に考え、行動していきましょう。

この景観法に基づく行為の届出は、景観に配慮した大規模建設行為等を誘導することを目的としています。

特に、「県土のランドマークとして、県民や来訪者に親しまれている山岳の眺望景観の保全」、「市街地、田園、歴史的な街並みなどの周辺景観との調和」に配慮した景観形成を誘導していきたいと考えています。

届出においては、事前相談における景観への配慮事項の確認を行うなど、県民・事業者の皆様と双方向的な景観形成を推進したいと考えています。単なる規制とは捉えないで、出来ることから景観への配慮をいただきたいと思えます。

なお、届出の景観形成基準は、良好な山形県の景観を形成していく基本的な考え方として、県で定めている「ふるさとやまがた美しい景観づくり基本方針」の景観づくりの5つの目標を反映させています。

<景観づくりの5つの目標>

- 1 山河の眺めを大切にする景観づくり
- 2 土地利用を大切にする景観づくり
- 3 行ってみたい・見てみたいと思われる景観づくり
- 4 風景に意味を持たせる景観づくり
- 5 地域づくり・まちづくりと一体となった景観づくり

山形県景観条例の施行をきっかけに、景観についての意識が高まり、景観形成に関する取組が進んでいくことを期待しています。

## ■ 目 次

1	届出が必要な行為及び規模等	・ ・ ・ 3
(1)	届出対象区域	・ ・ ・ 3
(2)	届出対象行為及び規模	・ ・ ・ 4
(3)	行為の着手の制限	・ ・ ・ 4
(4)	届出の対象外となる行為	・ ・ ・ 5
2	景観形成基準	・ ・ ・ 8
3	届出の手順	・ ・ ・ 12
(1)	届出書の提出先	・ ・ ・ 12
(2)	提出部数	・ ・ ・ 12
(3)	届出の流れ	・ ・ ・ 12
4	届出様式等	・ ・ ・ 14

# 1 届出が必要な行為及び規模等

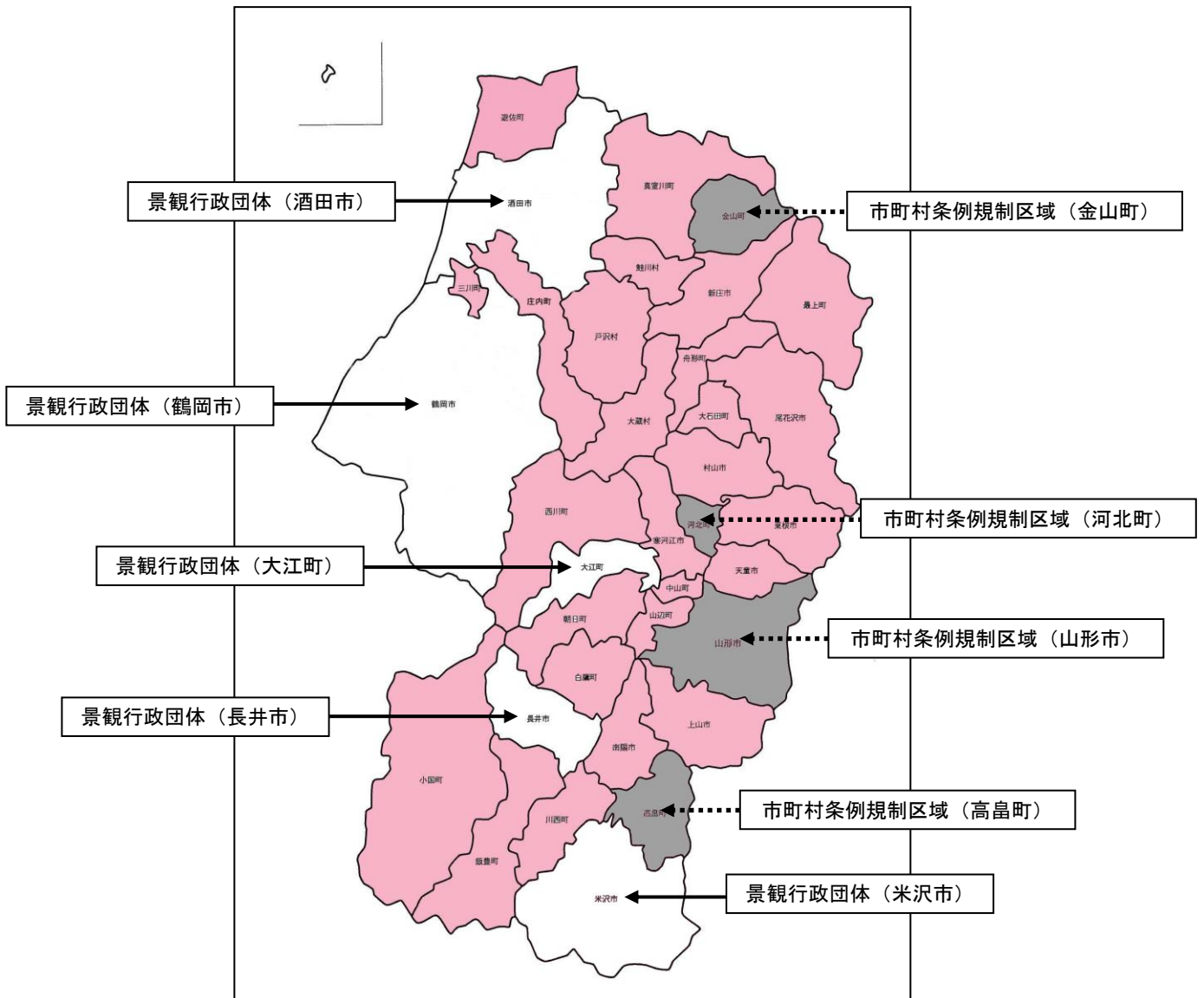
## (1) 届出対象区域

山形県景観計画の区域：景観行政団体である市町（米沢市・鶴岡市・酒田市・長井市・大江町）を除く山形県全域  
 ただし、景観行政団体以外の市町村で知事が「市町村条例規制区域」※1として指定する市町村の区域はその市町村の条例にしたがった届出を行うことになり、県への届出は不要です。

届出が必要な区域は、山形県景観条例届出制度適用区域図による。

※1 市町村条例規制区域：山形市、河北町、金山町及び高島町の全域

### ■ 山形県景観条例届出制度適用区域図



#### 凡 例

- 山形県景観条例届出制度適用区域
- 市町村条例規制区域（各市町村の条例の規制による届出制度を適用）
- +  山形県景観計画区域

## (2) 届出対象行為及び規模

届出の対象となる行為は次のとおりです。

- ① 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更  
(以下、「建築等」という。)
  - ② 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更  
(以下、「建設等」という。)
  - ③ 開発行為<sup>※1</sup>
  - ④ 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更
  - ⑤ 屋外における土石、廃棄物<sup>※2</sup>、再生資源<sup>※3</sup>その他の物件の堆積
- ※1 都市計画法第4条第12項  
 ※2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項  
 ※3 資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第4項

ただし、下表の規模以下の行為は、届出の適用除外となります。

対象行為	区 分	高さ (m)	面積 (㎡)
建築物の 建築等	新築・増築・改築又は移転 (建築面積)	13	1,000
	外観の変更、色彩の変更 (変更面積)	—	400
工作物の 建設等	煙突、広告塔、高架水槽など	13	—
	製造施設、貯蔵施設、遊戯施設など	13	1,000
	電気供給又は電気通信施設	20	—
	その他の工作物	13	1,000
開発行為 (法高又は擁壁高、土地面積)		高さ5かつ長さ30	3,000
土地の形質の変更 (法高又は擁壁高、土地面積)		高さ5かつ長さ30	3,000
物件の堆積 (堆積高、土地面積)		5	1,000

## (3) 行為の着手の制限

景観法の規定により、届出が受理された日から 30 日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為<sup>※1</sup>に着手することができません。

ただし、30 日以内に変更命令にかかる調査等について期間の延長が通知された場合は、最大 90 日間行為に着手することができないことがあります。

また、必要な届出をせずに行為に着手した場合は、景観法の罰則の対象となります。

※1 根切り工事、山留め工事、ウエル工事、ケーソン工事その他基礎工事は行為の着手の制限には該当しません

#### (4) 届出の対象外となる行為

下表の行為は(2)届出対象行為及び規模にあたっては、届出の対象外となります。

行 為	根拠条項
<p>通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの</p> <p>(政令で定めるもの)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等</li> <li>2 仮設の工作物の建設等</li> <li>3 次に掲げる木竹の伐採               <ol style="list-style-type: none"> <li>イ 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採</li> <li>ロ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採</li> <li>ハ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採</li> <li>ニ 仮植した木竹の伐採</li> <li>ホ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採</li> </ol> </li> <li>4 前3号に掲げるもののほか、次に掲げる行為               <ol style="list-style-type: none"> <li>イ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為</li> <li>ロ 建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの                   <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 建築物の建築等</li> <li>(2) 工作物(当該敷地に存する建築物に附属する物干場その他の国土交通省令で定める工作物を除く。)の建設等</li> </ol> </li> </ol> </li> </ol> <p>(省令で定める工作物)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路(私道を除く。)から容易に望見されることのない物干場その他の工作物</li> <li>2 消火設備               <ol style="list-style-type: none"> <li>(3) 木竹の伐採</li> <li>(4) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積(国土交通省令で定める高さのものを除く。)</li> </ol> </li> </ol> <p>(省令で定める高さ)</p> <p>1.5メートル以下とする</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(5) 特定照明</li> <li>ハ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 建築物の建築等</li> <li>(2) 高さが1.5メートルを超える貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の建設等</li> <li>(3) 用排水施設(幅員が2メートル以下の用排水路を除く。)又は幅員が2メートルを超える農道若しくは林道の設置</li> <li>(4) 土地の開墾</li> <li>(5) 森林の皆伐</li> <li>(6) 水面の埋立て又は干拓</li> </ol> </li> </ol>	<p>景観法第16条第7項第1号</p> <p>景観法施行令第8条</p> <p>景観法施行規則第4条</p> <p>景観法施行規則第5条</p>
非常災害のため必要な応急措置として行う行為	景観法第16条第7項第2号
景観重要建造物について、景観法第22条第1項の規定による許可を受けて行う行為	景観法第16条第7項第3号
景観計画に景観法第8条第2項第4号ロに掲げる事項が定められた景観重要公共施設の整備として行う行為	景観法第16条第7項第4号
景観重要公共施設について、景観法第8条第2項第4号ハ(1)から(7)までに規定する許可(景観計画にその基準が定められているものに限る。)を受けて行う行為	景観法第16条第7項第5号
景観法第55条第2項第1号の区域内の農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域をいう。)内において景観法第15条の2第1項の許可を受けて行う同項に規定する開発行為	景観法第16条第7項第6号
国立公園又は国定公園の区域内において、景観法第8条第2項第4号ホに規定する許可(景観計画にその基準が定められているものに限る。)を受けて行う行為	景観法第16条第7項第7号

行 為	根拠条項
景観法第 61 条第 1 項の景観地区内で行う建築物の建築等	景観法第 16 条第 7 項第 8 号
景観計画に定められた工作物の建設等の制限のすべてについて景観法第 72 条第 2 項の景観地区工作物制限条例による制限が定められている場合における当該景観地区内で行う工作物の建設等	景観法第 16 条第 7 項第 9 号
<p>地区計画等（都市計画法第 4 条第 9 項に規定する地区計画等をいう。以下同じ。）の区域（地区整備計画（都市計画法第 12 条の 5 第 2 項第 1 号に規定する地区整備計画をいう。第 76 条第 1 項において同じ。）、特定建築物地区整備計画（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 32 条第 2 項第 1 号に規定する特定建築物地区整備計画をいう。第 76 条第 1 項において同じ。）、防災街区整備地区整備計画（同法第 32 条第 2 項第 2 号に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。第 76 条第 1 項において同じ。）、歴史的風致維持向上地区整備計画（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第 31 条第 2 項第 1 号に規定する歴史的風致維持向上地区整備計画をいう。第 76 条第 1 項において同じ。）、沿道地区整備計画（幹線道路の沿道の整備に関する法律第 9 条第 2 項第 1 号に規定する沿道地区整備計画をいう。第 76 条第 1 項において同じ。）又は集落地区整備計画（集落地域整備法第 5 条第 3 項に規定する集落地区整備計画をいう。第 76 条第 1 項において同じ。）が定められている区域に限る。）内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築又は増築その他の政令で定める行為</p> <div data-bbox="140 837 1112 1115" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>（政令で定める行為）</p> <p>景観法第 8 条第 4 項第 2 号の制限で景観計画に定められたもののすべてが景観法第 16 条第 7 項第 10 号の地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画、歴史的風致維持向上地区整備計画、沿道地区整備計画又は集落地区整備計画において定められている場合における同号の地区計画等の区域内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築若しくは増築、工作物の新設、改築若しくは増築又は建築物若しくは工作物の形態意匠の変更とする</p> </div>	<p>景観法第 16 条第 7 項第 10 号</p> <p>景観法施行令第 9 条</p>
<p>その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為</p> <div data-bbox="140 1182 1112 1771" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>（政令で定める行為）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 景観計画に定められた開発行為又は施行令第 21 条各号に掲げる行為の制限のすべてについて景観法第 73 条第 1 項又は第 75 条第 2 項の規定に基づく条例で施行令第 22 条第 3 号イ又はロ（第 24 条において準用する場合を含む。）の制限が定められている場合におけるこれらの条例の規定による許可又は協議に係る行為</li> <li>2 景観計画に定められた建築物の建築等又は工作物の建設等の制限のすべてについて景観法第 75 条第 1 項の規定に基づく条例で施行令第 23 条第 1 項第 1 号の制限が定められている場合における当該準景観地区内で行う建築物の建築等又は工作物の建設等</li> <li>3 文化財保護法第 43 条第 1 項若しくは第 125 条第 1 項の許可若しくは同法第 81 条第 1 項の届出に係る行為、同法第 167 条第 1 項の通知に係る同項第 6 号の行為若しくは同法第 168 条第 1 項の同意に係る同項第 1 号の行為又は文化財保護法施行令第 4 条第 2 項の許可若しくは同条第 5 項の協議に係る行為</li> <li>4 屋外広告物法第 4 条又は第 5 条の規定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置</li> </ol> </div>	<p>景観法第 16 条第 7 項第 11 号</p> <p>景観法施行令第 10 条</p>

行 為	根拠条項
<p>(条例で定める行為)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 仮設の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</li> <li>2 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、堆積の期間が 30 日を超えて継続しないもの</li> <li>3 規則で定める公共的団体が行う行為</li> </ol>	山形県景観条例第 13 条
<p>(規則で定める公共的団体)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 景観法第 92 条第 1 項の規定により知事が指定した景観整備機構とする</li> </ol> <p>4 景観法第 16 条第 1 項各号に掲げる行為（同項第 2 号に掲げる行為にあつては、規則で定める工作物に係る行為に限る。）で規則に定める規模以下のもの</p>	山形県景観規則第 5 条
<p>(規則で定める工作物に係る行為)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 煙突、広告塔、高架水槽その他これらに類するもの</li> <li>2 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫（建築物であるものを除く。）、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するもの</li> <li>3 電気供給又は電気通信のための施設その他これらに類するもの</li> <li>4 前 3 号に掲げる工作物以外の工作物</li> </ol> <p>(規則で定める規模以下のもの)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 建築物の新築、増築、改築又は移転 当該建築物の高さが 13 メートル以下で、かつ、建築面積が 1,000 平方メートル以下であるもの</li> <li>2 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 当該修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る面積が 400 平方メートル以下であるもの</li> <li>3 上記第 1 号に掲げる工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下、「建設等」という。） 当該建設等に係る工作物の高さが 13 メートル以下であるもの</li> <li>4 上記第 2 号及び第 4 号に掲げる工作物の建設等 当該建設等に係る工作物の高さが 13 メートル以下で、かつ、築造面積が 1,000 平方メートル以下であるもの</li> <li>5 上記第 3 号に掲げる工作物 当該建設等に係る工作物の高さが 20 メートル以下であるもの</li> <li>6 景観法第 16 条第 1 項第 3 号及び景観条例第 11 条第 1 号に掲げる行為 当該行為に係る面積が 3,000 平方メートル以下であつて、当該行為により生じる法面又は擁壁の高さが 5 メートル以下で、かつ、長さが 30 メートル以下であるもの</li> <li>7 景観条例第 11 条第 2 号に掲げる行為 当該行為に係る物件の高さが 5 メートル以下で、かつ、その用に供される土地の面積が 1,000 平方メートル以下であるもの</li> </ol> <p>5 景観法第 16 条第 1 項各号に掲げる行為で、市町村（景観行政団体である市町村を除く。）の良好な景観の形成に関する条例の規定による規制により、当該市町村が良好な景観の形成を図ることができると知事が認めて指定する区域内において行われるもの</p>	山形県景観規則第 6 条



## 2 景観形成基準

届出対象行為の景観形成基準（景観法第16条第3項若しくは第6項又は第17条第1項の規定による規制又は措置の基準として必要な制限をいう。）は、次のとおりとする。

対象行為		
項目	勧告等基準 (景観法第16条第3項の規定による勧告及び同条第6項の規定による協議要求の基準)	変更命令基準 (景観法第17条第1項の規定による処分の基準)
1 共通事項		
基本事項	行為を行う場合は、県土景観の骨格をなす山河（月山や最上川など）の保全及び調和に配慮すること。	
周辺景観との調和	地域を特徴づける自然景観を有する地域では、これと調和するよう位置、規模、形態意匠及び方法等に配慮すること。	
	田園地域では、周辺景観から著しく突出した印象を与えないよう位置、規模、形態意匠及び方法等に配慮すること。	
	市街地では、周辺の建築物又は工作物との連続性を考慮して、街並みと調和した高さ、位置、形態意匠及び方法等に配慮すること。	
	歴史的な遺産や街並みを有する地域では、建築物又は工作物が地域全体としてまとまりのある高さ、位置及び形態意匠に配慮すること。	
2 個別事項		
(1) 建築等及び建設等		
位置	行為を行う場所の選定に当たっては、自然や歴史的・文化的遺産等、地域の良好な景観資源を保全するとともに、道路等の公共空間からの眺望を妨げない位置とするよう配慮すること。	
規模	地域の景観特性を考慮し、周辺景観に出来る限り影響を与えない規模とするよう配慮すること。	
外観	地域の景観特性を考慮し、周辺景観と調和した形態及び意匠に配慮すること。	
眺望景観の保全	都市計画区域外の土地または都市計画区域内で用途地域の指定のない土地の区域（以下「白地地域等」という。）における建築物及び工作物は、保全対象の眺望景観（別表）（以下、「眺望景観」という。）における視点からの主対象の眺めを著しく阻害しないこと。 また、建築物及び工作物の高さは、視点と主対象の上端を結ぶ面（以下、「眺望面」という。）を超えないようにすること。 やむを得ず眺望面を超える場合は、当該建築物及び工作物の位置、形態意匠を眺望景観全体と調和のとれたものとする。	
色彩	建築物等の基調色（ベースカラー。以下「基調色」という。）は、日本色研配色体系で定める高彩度のディープ（濃い）トーン、蛍光色以外の色彩とすること。 多色や強調色（アクセントカラー）を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮すること。 ただし、建築物の建築や工作物の建設を、伝統的な意匠や構法により行う場合はこの限りでない。 ※基調色とは、使用面積が最大の色をいう。	基調色は、日本色研配色体系で定める高彩度のビビッド（さえた）トーン、ブライト（明るい）トーン、ストロング（強い）トーン、以外の色彩とすること。 基調色に無彩色を使用する場合は、明度が1.5を超える色彩とすること。 ただし、建築物の建築や工作物の建設を、伝統的な意匠や構法により行う場合はこの限りでない。

色 彩	地域の特性又は周辺の建築物及び工作物との連続性を考慮して、周辺景観と調和した色彩とするよう配慮すること。	
そ の 他	敷地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植するよう配慮すること。	
	一つの敷地に複数の建築物、工作物、屋外駐車場等を設ける場合は、施設間の調和及び施設全体と周辺景観との調和に配慮すること。	
	建築物の内部に掲出する広告物が屋外から望見できる場合は、周辺景観と調和するよう掲出場所及び掲出方法に配慮すること。	
<b>(2) 開発行為及び土地の形質の変更</b>		
方 法	現況の地形を可能な限り活かし、長大な法面や擁壁が生じないよう配慮すること。 やむを得ず法面や擁壁が生じる場合は、法面を郷土種等を用いて緑化し、又は擁壁を周辺景観と調和した形態及び素材とするよう配慮すること。	
眺望景観の保全	白地地域等における開発行為その他の土地の形質の変更は、眺望景観の視点から直接的に見えない場所で行うこと。 やむを得ず視点から望見される場所で行う場合は、出来る限り見えないよう敷地内部や周囲等に計画的に緑地を設置すること。	
そ の 他	敷地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植するよう配慮すること。	
<b>(3) 土石の採取及び鉱物の掘採</b>		
方 法	掘採は整然と行い、必要に応じて郷土種等を用いた緑化や塀の設置等により周辺景観との調和に配慮すること。	
眺望景観の保全	白地地域等における土石の採取等は、眺望景観の視点から直接的に見えない場所で行うこと。 やむを得ず視点から望見される場所で行う場合は、出来る限り見えないよう敷地内部や周囲等に計画的に緑地を設置すること。	
そ の 他	跡地は、速やかに郷土種等を用いて周辺の植生と調和した緑化を行うよう配慮すること。	
<b>(4) 物件の堆積</b>		
位 置	道路等の公共空間から見えにくい位置とするよう配慮すること。	
規 模	物件の堆積の高さを可能な限り抑えるよう配慮すること。	
方 法	整然とした物件の堆積を行うよう配慮すること。	
	道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、塀の設置等により周辺景観との調和に配慮すること。	
眺望景観の保全	白地地域等における物件の堆積は、眺望景観における視点からの主対象の眺めを著しく阻害しないこと。 また、物件の堆積の高さは、眺望面を超えないようにすること。 やむを得ず眺望面を超える場合は、当該物件の堆積の位置及び規模を眺望景観全体と調和のとれたものとする。	

別表第2

○保全対象眺望景観

各地域の保全対象の眺望景観は、下表の視点から眺められる主対象の景観とする。

	主対象		視点		
	山岳		国道	高速道路	県道
村山地方	月山 葉山 熊野岳 御所山	面白山 大朝日岳	13号・48号・ 112号・286号・ 287号・347号・ 348号	東北横断自動車道酒田線 東北中央自動車道	主要地方道白石上山線 (通称蔵王エコーライン) 主要地方道山形永野線 (通称蔵王ライン)
最上地方	月山 葉山 鳥海山 弁慶山	丁岳 神室山	13号・47号・ 344号	東北中央自動車道	
置賜地方	大朝日岳 栗子山 西吾妻山 飯豊山		13号・113号・ 287号・348号	東北中央自動車道	
庄内地方	鳥海山 月山 弁慶山		7号・47号・ 345号	東北横断自動車道酒田線 日本海沿岸東北自動車道	一般県道鳥海公園吹浦線 (通称鳥海ブルーライン) 一般県道月山公園線 (通称月山高原ライン)

- ※1 視点とは、道路の路肩端または歩道端で1.5mの高さとする。
- ※2 視点のうち、地形上・植生上の理由で良好な眺望がえられない区間は除く。
- ※3 視点のうち、高速道路は供用区間をいう。

(参考) 主対象の標高及び位置

主対象	標高 (m)	位置					
		緯度(北緯)			経度(東経)		
		度	分	秒	度	分	秒
月山	1,984	38	32	56	140	01	37
葉山	1,462	38	31	45	140	12	38
鳥海山	2,236	39	5	57	140	02	56
熊野岳	1,841	38	08	37	140	26	24
御所山	1,500	38	27	20	140	37	11
面白山	1,264	38	20	55	140	31	19
大朝日岳	1,870	38	15	38	139	55	20
弁慶山(※)	887	38	55	16	140	07	26
丁岳	1,146	39	01	55	140	13	10
神室山	1,365	38	54	8	140	29	32
栗子山	1,217	37	52	28	140	16	12
西吾妻山	2,035	37	44	18	140	08	27
飯豊山	2,105	37	51	17	139	42	26

※ 弁慶山の緯度経度は近似値である



(参考) 建築物等の基調色の基準

○ 変更命令対象トーン

ビビット (さえた) トーン  
ブライト (明るい) トーン  
ストロング (強い) トーン  
無彩色 (明度 1.5 以下)

○ 勧告対象トーン

ディープ (濃い) トーン  
蛍光色

PCCS トーンマップ

日本色研事業株式会社ホームページをご参照ください。

<http://www.sikiken.co.jp/pccs/pccs04.html>

### 3 届出の手順

#### (1) 届出書の提出先

行為が行われる場所を管轄する総合支庁建設部建築課

村山地域 村山総合支庁建設部建築課（審査指導担当）

〒990-2492 山形市鉄砲町 2-19-68 TEL 023-621-8235 FAX 023-634-9204

最上地域 最上総合支庁建設部建築課（審査指導担当）

〒996-0002 新庄市金沢字大道上 2034 TEL 0233-29-1418 FAX 0233-23-1164

置賜地域 置賜総合支庁建設部建築課（審査指導担当）

〒992-0012 米沢市金池 7-1-50 TEL 0238-26-6090 FAX 0238-24-7994

庄内地域 庄内総合支庁建設部建築課（審査指導担当）

〒997-1392 東田川郡三川町大字横山字袖東 19-1 TEL 0235-66-5642 FAX 0235-66-3898

#### (2) 提出部数

2部提出してください。

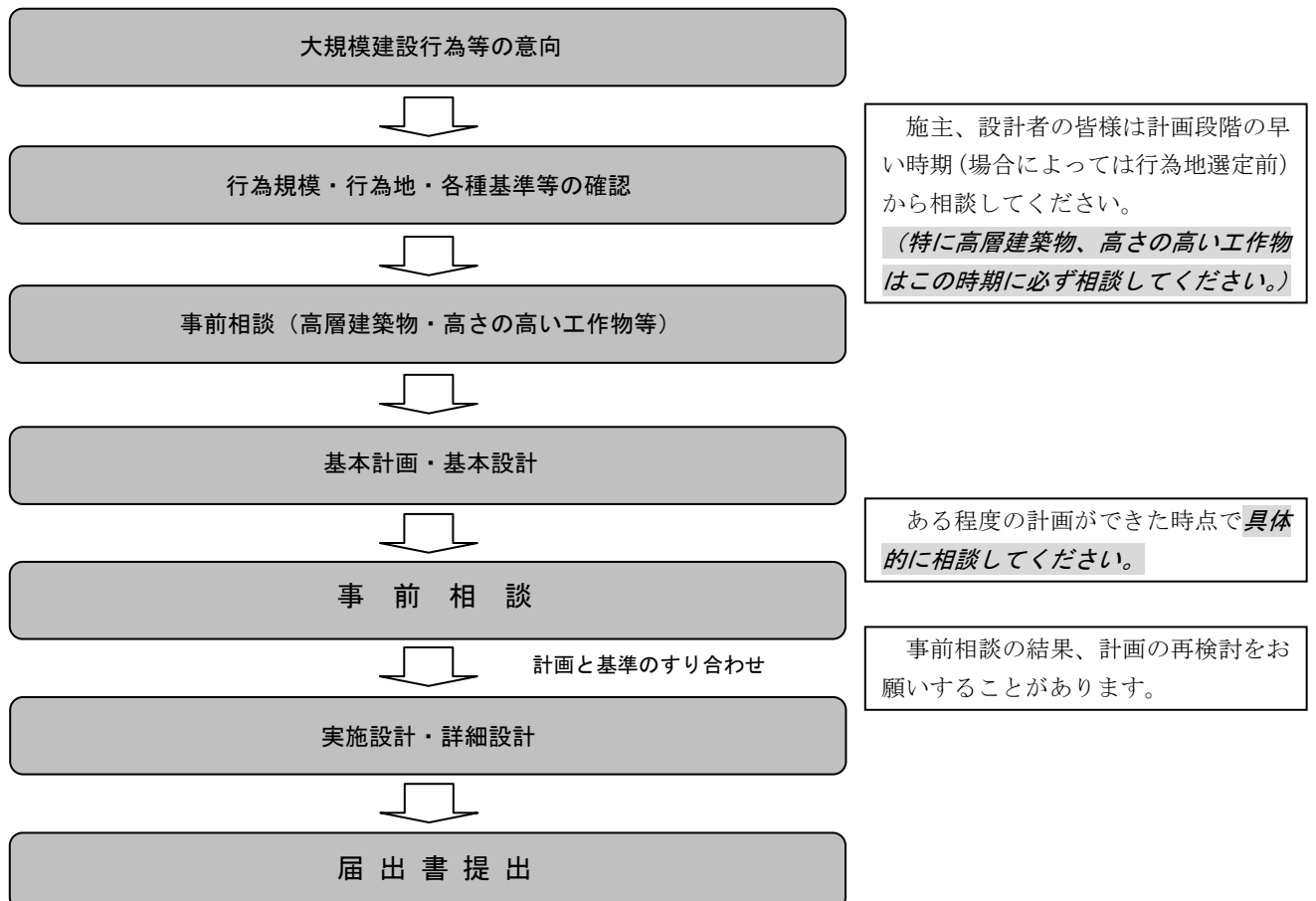
#### (3) 届出の流れ

##### 【事前相談のお願い】

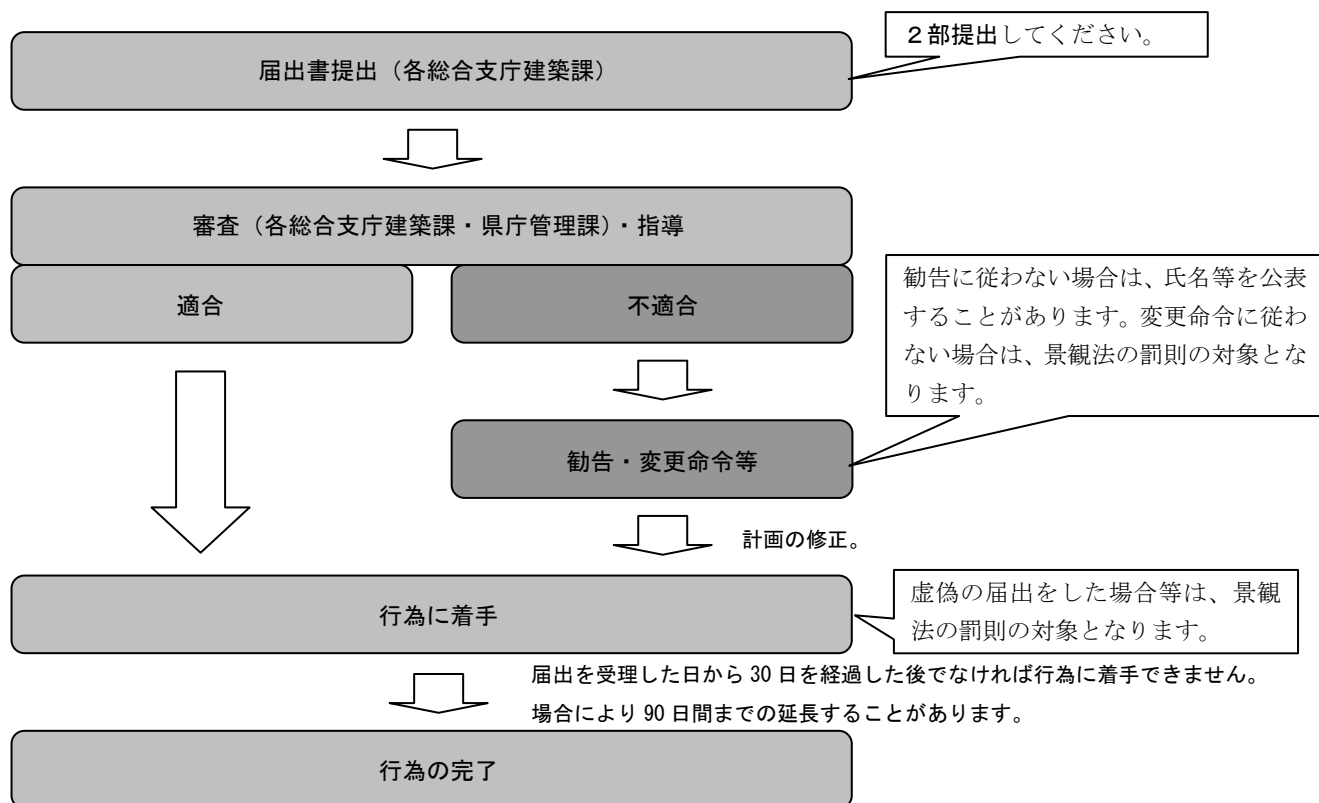
届出対象行為を計画されている場合は、計画段階（設計等が決定する前に）で事前相談いただき、景観への配慮事項の確認等、皆様と双方向的な景観形成を推進したいと考えています。

また、事前相談は計画途中で手戻りを生じさせないでスムーズに計画を進めるうえでも効果的であると思われまますので、是非、事前相談していただくようお願いいたします。

##### 【届出までの流れ】

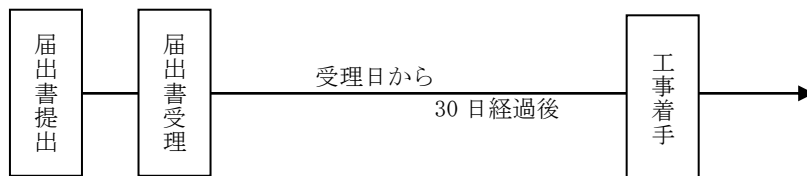


## 【届出後の流れ】



## 【注意事項】

- 1 届出書類が揃っていないと、届出を受理することができません。
- 2 行為の着手の制限の考え方



## 4 届出様式等

様式第1号

景観計画区域内における行為の届出書

年 月 日

山形県知事 殿

届出者 住 所（主たる事務所の所在地）

氏 名（名称及び代表者の氏名） ㊟

電話番号

景観法第16条第1項の規定により、景観計画区域内における行為について、次のとおり届け出ます。

行為の場所				
行為着手 予 定 日	年 月 日			
行為完了 予 定 日	年 月 日			
行為の種類	1 建築物	用 途（ ）		
		イ 新築 ロ 増築 ハ 改築 ニ 移転 ホ 外観を変更する修繕 ヘ 外観の模様替え ト 外観の色彩の変更		
	2 工作物	種 類（ ）		
		イ 新設 ロ 増築 ハ 改築 ニ 移転 ホ 外観を変更する修繕 ヘ 外観の模様替え ト 外観の色彩の変更		
	3 開発行為			
	4 土地の形質の変更	イ 土地の開墾 ロ 土砂の採取 ハ 鉱物の掘採 ニ その他（ ）		
5 屋外における物件 の堆積	イ 土石 ロ 廃棄物 ハ 再生資源 ニ その他（ ）			
届出内容に係る照会先	住所 氏名(名称及び担当者名) 電話番号			
備 考				
※ 受付日	年 月 日	※ 受付番号		

行為の設計又は施行方法	建築物	1 建築	区分	届出部分	既存部分	
			建築面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
			延べ面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
			高さ	m	m	
			外観の模様替え等の面積	m <sup>2</sup>		
		構造	造 階建			
		色彩	区分	ベースカラー (基調色)	アソートカラー (従属色)	アクセントカラー (強調色)
			正面			
			側面			
			背面			
	2 工作物	3 開発行為	区分	届出部分	既存部分	
			建築面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
			高さ	( )m	( )m	
			外観の模様替え等の面積	m <sup>2</sup>		
			構造(形態及び意匠を含む。)			
		色彩	区分	ベースカラー (基調色)	アソートカラー (従属色)	アクセントカラー (強調色)
			正面			
			側面			
			背面			
		4 土地の形質の変更	面積	のり 法面又は擁壁の 高さ及び長さ	変更後の土地の形状及び緑化の方法	
	m <sup>2</sup>		高さ m 長さ m			
	変更後の法面の外観					
	4 土地の形質の変更	面積	のり 法面又は擁壁の 高さ及び長さ	跡地の状	跡地の緑化の方法	
		m <sup>2</sup>	高さ m 長さ m			
遮へいの方法						



5 屋外に おける物件  たい の堆積	種 類	高 さ	面 積	たい 堆 積 の 方 法
		m	m <sup>2</sup>	
	遮 へ い の 方 法			
その他	参考となる事項(景観形成上配慮した事項等)			

- (注) 1 署名した場合は、押印を省略することができます。
- 2 「行為着手予定日」欄には、当該行為地において、工事（根切り工事、山留め工事、ウエル工事、ケーソン工事その他の基礎工事を除きます。）に着手する日を記入してください。
- 3 「行為の種類」欄は、該当する番号及び記号を○で囲んでください。また、建築物にあつては用途（例：住宅、マンション、商店、工場、事務所、商業ビル等）、工作物にあつては種類（例：煙突、広告塔、高架水槽、コンクリートプラント等）を記入してください。土地の形質の変更及び屋外における物件の堆積<sup>たい</sup>でその他に該当する場合は、その行為を（ ）内に記入してください。
- 4 「届出内容に係る照会先」欄は、届出者以外の者（設計者、施工者等）へ照会を希望する場合に記入してください。
- 5 「備考」欄には、法令による地域、地区等の指定状況及び届出に係る行為が行政庁の許可、認可等を必要とするときはその旨を記入してください。
- 6 「行為の設計又は施行方法」の面積欄は、小数点以下第3位を切り捨て、小数点以下第2位まで、高さ及び長さの欄は、小数点以下第2位を切り捨て、小数点以下第1位まで記入してください。
- 7 建築物及び工作物の色彩の側面欄は、すべての側面について記入してください。
- 8 建築物と一体となって設置される工作物については、「高さ」欄の（ ）内に、地盤面から当該工作物の上端までの高さを記入してください。
- 9 「色彩」欄には、日本色研配色体系（PCCS）のトーン及び色相並びに各壁面に占める割合（%）（小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までとしてください。）を記入してください。（例：p8 75.2%）無彩色の場合は、白、グレー、黒の別と明度を記入してください。（例：Gy6.5 80.7%）
- トーン及び色相で表現できない場合は、PCCS記号（例：8:Y-9.0-3S）又はマンセル記号（例：5Y 9.0/3.0）を記入してください。
- 工作物については、面を持つ工作物は、建築物と同様に、それぞれの面について記入してください。面を持たな

い場合は、全体の色彩について記入してください。

10 「その他」欄には、参考となる事項（景観形成上配慮した事項等）について、次の例を参考に記入してください。

例1： 周辺の既往の街並みとまとまりのあるものにするため、建物の明度と彩度を低く抑えた。また、工作物は、建物と一体的なデザインとし、煩雑な印象を与えないようにした。

例2： 周囲の屋敷林を持つ集居集落との調和を保つため、既存集落と同様に、団地内の各戸に高木を植栽することとした。

11 各欄内に記入しきれない場合は、別紙に記載し添付してください。

12 景観計画において定める良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項についての適合状況及び対応状況を記載した図書並びに景観法施行規則第1条第2項各号又は山形県景観規則第4条第2項各号に掲げる図書等を添付してください。

13 ※印の欄は、記入しないでください。

景観計画区域内における行為の変更届出書

年 月 日

山形県知事 殿

届出者 住 所（主たる事務所の所在地）

氏 名（名称及び代表者の氏名） ㊟

電話番号

景観法第16条第2項の規定により、景観計画区域内における行為の変更について、次のとおり届け出ます。

届出書受付番号	年 月 日			第 号
区分	変更前		変更後	
行為の設計 又は施行方法				
届出内容に係る照会先	住所 氏名(名称及び担当者名) 電話番号			
変更理由				
備考				
※ 受付日	年 月 日	※ 受付番号		

- (注) 1 署名した場合は、押印を省略することができます。  
 2 設計又は施行方法の変更の内容が分かる書類及び図面等を添付してください。  
 3 当該変更に係る部分について、景観計画において定める良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項についての適合状況及び対応状況を記載した図書を添付してください。  
 4 ※印の欄は、記入しないでください。

景観計画区域内における行為の中止届出書

年 月 日

山形県知事 殿

届出者 住 所（主たる事務所の所在地）  
 氏 名（名称及び代表者の氏名） ㊞  
 電話番号

山形県景観規則第4条第4項の規定により、次の行為のとりやめについて届け出ます。

行為の届出に係る事項	届 出 書 受 付 番 号	年 月 日 第 号
	行 為 の 場 所	
	行 為 の 種 類	
行 為 を と り や め た 年 月 日		年 月 日

- (注) 1 署名した場合は、押印を省略することができます。  
 2 「行為の届出に係る事項」欄には、景観法第16条第1項の規定により届け出た事項を記入してください。

■ 景観形成基準チェックシート（建築物の建築等及び工作物の建設等）

届出者の氏名					
行為の場所					
周辺景観の特性					
項目	基準	具体的な配慮又は工夫の内容	※適否	※意見	
1 共通事項	基本事項	行為を行う場合は、県土景観の骨格をなす山河（月山や最上川など）の保全及び調和に配慮すること。	適・否		
	周辺景観との調和	地域を特徴づける自然景観を有する地域では、これと調和するよう位置、規模、形態意匠及び方法等に配慮すること。	適・否		
		田園地域では、周辺景観から著しく突出した印象を与えないよう位置、規模、形態意匠及び方法等に配慮すること。	適・否		
		市街地では、周辺の建築物又は工作物との連続性を考慮して、街並みと調和した高さ、位置、形態意匠及び方法等に配慮すること。	適・否		
		歴史的な遺産や街並みを有する地域では、建築物又は工作物が地域全体としてまとまりのある高さ、位置及び形態意匠に配慮すること。	適・否		
2 個別事項	(1) 建築等及び建設等	位置	行為を行う場所の選定に当たっては、自然や歴史的・文化的遺産等、地域の良好な景観資源を保全するとともに、道路等の公共空間からの眺望を妨げない位置とするよう配慮すること。	適・否	
	規模	地域の景観特性を考慮し、周辺景観に由来する限り影響を与えない規模とするよう配慮すること。	適・否		
	外観	地域の景観特性を考慮し、周辺景観と調和した形態及び意匠に配慮すること。	適・否		

眺望 景観 の 保 全	<p>都市計画区域外の土地又は都市計画区域内で用途地域の指定のない土地の区域（以下「白地地域等」という。）における建築物及び工作物は、保全対象の眺望景観（別表第2に掲げる眺望景観をいう。以下「保全対象眺望景観」という。）における視点からの主対象の眺めを著しく阻害しないこと。</p> <p>また、建築物及び工作物の高さは、視点と主対象の上端を結ぶ面（以下「眺望面」という。）を超えないようにすること。</p> <p>やむを得ず眺望面を超える場合は、当該建築物及び工作物の位置、形態意匠を保全対象眺望景観全体と調和のとれたものとする。</p>	<p>主対象名 視点の位置 緯度 (※) 経度 標高 主対象～視点間距離 主対象～視点標高差 建築物等～視点間距離 建築物等の高さ</p> <p>※主対象から建築物等へ結んだ線のうち最も眺望へ影響の大きい線を延長して視点となる道路と交差する点</p>	適・否	
色 彩	<p>建築物等の基調色（ベースカラー。以下「基調色」という。）は、日本色研配色体系で定める高彩度のディープ（濃い）トーン、蛍光色以外の色彩とすること。</p> <p>多色や強調色（アクセントカラー）を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮すること。</p> <p>基調色は、日本色研配色体系で定める高彩度のビビッド（さえた）トーン、ブライト（明るい）トーン、ストロング（強い）トーン以外の色彩とすること。</p> <p>基調色に無彩色を使用する場合は、明度が1.5を超える色彩とすること。</p> <p>ただし、建築物の建築や工作物の建設を、伝統的な意匠や構法により行う場合はこの限りでない。</p> <p>※基調色とは、使用面積が最大の色をいう。</p>	<p>(東面) 基調色 : トーン記号 _____ その他の色 : トーン記号 _____ トーン記号 _____</p> <p>(西面) 基調色 : トーン記号 _____ その他の色 : トーン記号 _____ トーン記号 _____</p> <p>(南面) 基調色 : トーン記号 _____ その他の色 : トーン記号 _____ トーン記号 _____</p> <p>(北面) 基調色 : トーン記号 _____ その他の色 : トーン記号 _____ トーン記号 _____</p>	適・否	
	地域の特性又は周辺の建築物及び工作物との連続性を考慮して、周辺景観と調和した色彩とするよう配慮すること。		適・否	
そ の 他	敷地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植するよう配慮すること。		適・否	
	一つの敷地に複数の建築物、工作物、屋外駐車場等を設ける場合は、施設間の調和及び施設全体と周辺景観との調和に配慮すること。		適・否	
	建築物の内部に掲出する広告物が屋外から望見できる場合は、周辺景観と調和するよう掲出場所及び掲出方法に配慮すること。		適・否	

注 ※印の欄は、記入しないでください。

## ■ 景観形成基準チェックシート（開発行為及び土地の形質の変更）

届出者の氏名				
行為の場所				
周辺景観の特性				
項目	基準	具体的な配慮又は工夫の内容	※適否	※意見
1 共通事項	基本事項	行為を行う場合は、県土景観の骨格をなす山河（月山や最上川など）の保全及び調和に配慮すること。	適・否	
	周辺景観との調和	地域を特徴づける自然景観を有する地域では、これと調和するよう位置、規模、形態意匠及び方法等に配慮すること。	適・否	
		田園地域では、周辺景観から著しく突出した印象を与えないよう位置、規模、形態意匠及び方法等に配慮すること。	適・否	
		市街地では、周辺の建築物又は工作物との連続性を考慮して、街並みと調和した高さ、位置、形態意匠及び方法等に配慮すること。	適・否	
		歴史的な遺産や街並みを有する地域では、建築物又は工作物が地域全体としてまとまりのある高さ、位置及び形態意匠に配慮すること。	適・否	
2 個別事項	方法	現況の地形を可能な限り活かし、長大な法面や擁壁が生じないよう配慮すること。 やむを得ず法面や擁壁が生じる場合は、法面を郷土種等を用いて緑化し、又は擁壁を周辺景観と調和した形態及び素材とするよう配慮すること。	適・否	
		眺望景観の保全	白地地域等における開発行為その他の土地の形質の変更は、保全対象眺望景観における視点から直接的に見えない場所で行うこと。 やむを得ず視点から望見される場所で行う場合は、出来る限り見えないよう敷地内部や周囲等に計画的に緑地を設置すること。	適・否
	その他	敷地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植するよう配慮すること。	適・否	

注 ※印の欄は、記入しないでください。

## ■ 景観形成基準チェックシート（土砂の採取及び鉱物の掘採）

届出者の氏名				
行為の場所				
周辺景観の特性				
項目	基準	具体的な配慮又は工夫の内容	※適否	※意見
1 共通事項	基本事項	行為を行う場合は、県土景観の骨格をなす山河（月山や最上川など）の保全及び調和に配慮すること。	適・否	
	周辺景観との調和	地域を特徴づける自然景観を有する地域では、これと調和するよう位置、規模、形態意匠及び方法等に配慮すること。	適・否	
		田園地域では、周辺景観から著しく突出した印象を与えないよう位置、規模、形態意匠及び方法等に配慮すること。	適・否	
		市街地では、周辺の建築物又は工作物との連続性を考慮して、街並みと調和した高さ、位置、形態意匠及び方法等に配慮すること。	適・否	
		歴史的な遺産や街並みを有する地域では、建築物又は工作物が地域全体としてまとまりのある高さ、位置及び形態意匠に配慮すること。	適・否	
2 個別事項	(3) 土石の採取及び鉱物の掘採	掘採は整然と行い、必要に応じて郷土種等を用いた緑化や塀の設置等により周辺景観との調和に配慮すること。	適・否	
	眺望景観の保全	白地地域等における土石の採取等は、保全対象眺望景観における視点から直接的に見えない場所で行うこと。 やむを得ず視点から望見される場所で行う場合は、出来る限り見えないよう敷地内部や周囲等に計画的に緑地を設置すること。	適・否	
	その他	跡地は、速やかに郷土種等を用いて周辺の植生と調和した緑化を行うよう配慮すること。	適・否	

注 ※印の欄は、記入しないでください。



■ 景観形成基準チェックシート（屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積）

届出者の氏名				
行為の場所				
周辺景観の特性				
項目	基準	具体的な配慮又は工夫の内容	※適否	※意見
1 共通事項	基本事項	行為を行う場合は、県土景観の骨格をなす山河（月山や最上川など）の保全及び調和に配慮すること。		適・否
	周辺景観との調和	地域を特徴づける自然景観を有する地域では、これと調和するよう位置、規模、形態意匠及び方法等に配慮すること。		適・否
		田園地域では、周辺景観から著しく突出した印象を与えないよう位置、規模、形態意匠及び方法等に配慮すること。		適・否
		市街地では、周辺の建築物又は工作物との連続性を考慮して、街並みと調和した高さ、位置、形態意匠及び方法等に配慮すること。		適・否
		歴史的な遺産や街並みを有する地域では、建築物又は工作物が地域全体としてまとまりのある高さ、位置及び形態意匠に配慮すること。		適・否
2 個別事項	(4) 物件の堆積	位置	道路等の公共空間から見えにくい位置とするよう配慮すること。	適・否
		規模	物件の堆積の高さを可能な限り抑えるよう配慮すること。	適・否
	方法		整然とした物件の堆積を行うよう配慮すること。	適・否
			道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、塀の設置等により周辺景観との調和に配慮すること。	適・否
	眺望景観の保全	白地地域等における物件の堆積は、保全対象眺望景観における視点からの主対象の眺めを著しく阻害しないこと。 また、物件の堆積の高さは、眺望面を超えないようにすること。 やむを得ず眺望面を超える場合は、当該物件の堆積の位置及び規模を保全対象眺望景観全体と調和のとれたものとする こと。	主対象名 視点の位置 緯度 (※) 経度 標高 主対象～視点間距離 主対象～視点標高差 堆積物件～視点間距離 堆積物件の高さ  ※主対象から建築物等へ結んだ線のうち最も眺望へ影響の大きい線を延長して視点となる道路と交差する点	適・否

注 ※印の欄は、記入しないでください。

# 委 任 状

代理人

氏 名

住 所

連絡先

TEL

私は、上記の者を代理人と定め、下記の業務に関する一切の権限を委任  
します。

記

業務名

(行為の場所) \_\_\_\_\_ における

(行為の名称) \_\_\_\_\_ に関する

- ・ 山形県景観計画に係る景観法第 16 条の規定による届出に関する業務
- ・ その他上記に付随する業務

平成 年 月 日

委任者

住 所

氏 名

印



## お問い合わせはこちらへ

<基準・届出制度については>

山形県県土整備部 県土利用政策課 景観・地域づくり担当 TEL 023-630-2581 FAX 023-630-2582

<届出については>

村山総合支庁建設部建築課	審査指導担当	TEL 023-621-8235	FAX 023-634-9204
最上総合支庁建設部建築課	審査指導担当	TEL 0233-29-1418	FAX 0233-23-1164
置賜総合支庁建設部建築課	審査指導担当	TEL 0238-26-6090	FAX 0238-24-7994
庄内総合支庁建設部建築課	審査指導担当	TEL 0235-66-5642	FAX 0235-66-3898